

特定非営利活動法人 子ども・若もの支援ネットワークおおさか 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子ども・若もの支援ネットワークおおさかと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府若松町東1丁目205番地1号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を大阪府河内長野市古野町19番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の全ての子どもたちの健やかな成長発達と親の子育て及び若者の自立の支援をめざして、障害などなんらかの理由により発達の遅れや不登校などの困難をもつ子どもたち、そして引きこもりなど社会参加しにくい若者たち及びその家族の人々に対して、子ども・若者たちが健やかに育っていく為の教育・文化分野、福祉分野及び農業分野にかかる事業を行う。

よって、子ども・若者たちの健全育成並びにその親に安心感をもたらすと共に、地域社会の教育・文化の活性化、地域社会の福祉の増進及び農村の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に掲げる次の種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①子ども・若者を対象にした福祉に関する教育事業
 - ②子ども・若者を対象にした社会学習及び文化・スポーツ活動事業
 - ③フリースクール事業
 - ④ITパソコン技術養成講座開催事業
 - ⑤若者と高齢者の交流に係る事業
 - ⑥子育て・教育・就労相談事業
 - ⑦教育講演会・講座開催事業
 - ⑧親子交流・学童保育支援に係る事業
 - ⑨若者の雇用就労を支援する事業
 - ⑩農作業に従事する若者の自立支援事業
 - ⑪農産物の生産及び販売に関する事業
 - ⑫障害者・家族・関係職員を対象とした研修に関する事業

- ⑬障害者・家族に関わる生活・介護支援に関する事業
- ⑭障害者等の地域生活支援に関する事業
- ⑮障害児者の発達支援に関する事業
- ⑯児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑰児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑱障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑲障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑳障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談事業
- ㉑障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談事業
- ㉒生活困窮者自立支援法に基づく支援事業
- ㉓その他この法人の目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員に入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人の死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を3年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第 4 章 役員

(種別)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
- (2) 監事 1 人以上
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要ある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第 14 条 役員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 前 2 号の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第 15 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号いずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に決める。

第 5 章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金（一千万円以下で、かつ償還期間 5 年を超えない短期借入金を除く。
第 42 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 13 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。但し前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における決議事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条、第 25 条第 2 項、第 27 条第 1 項第 2 項及び第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電子媒体をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
ただし、緊急に理事会での審議が必要と判断される場合は、その限りでない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第 33 条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 人以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第 7 章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第 35 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 36 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 37 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 38 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 39 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 40 条 第 38 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 42 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。(短期借入金については、理事会の承認を得て借入れすることができる。)

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 事務局

(設置)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 45 条 事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第10章 雑則

(公告)

第49条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

- 2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(委任)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
入会金 5,000 円 年会費 5,000 円
 - (2) 賛助会員
入会金 0 円 個人会員年会費 3,000 円
 団体会員年会費 5,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
 - (1) 理事長 森岡峰美
 - (2) 副理事長 青木道忠・四方理雄・長井實・駁丸正
 - (3) 理事 日南清・松原栄子・阪中一雄・宮本由美・小林修・上野正雄

(4) 監事 奥宮直樹

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、平成 23 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 24 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

